

## 令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約 の締結の実績の概要

独立行政法人  
駐留軍等労働者労務管理機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号。以下「環境配慮契約法」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結の実績の概要を次のとおり公表します。

### 1. 経 緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（平成 19 年 12 月 7 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）を締結するよう努めたところです。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている電気の供給、自動車の購入等、船舶の調達、省エネルギー改修事業（ESCO 事業）、建築物及び産業廃棄物の処理に係る契約のうち、電気の供給を受ける契約 2 件（低圧電力等（契約電力 50 kWh 未満））及び自動車の購入に係る契約 1 台を締結しました。